

## 議案第10号

東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、次のとおり提案する。

令和7年3月27日提出

東広島市教育委員会

教育長 市場 一也

### 1 提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律の改正により被保険者証の発行が廃止となり、美術館窓口において後期高齢者医療保険者証の現物確認ができなくなる。したがって、運用方法を年齢確認に変更する必要があるため、議案を提出するものである。

### 2 改正案

別紙のとおり

### 3 施行期日

令和7年4月1日

### 4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）  
第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 月 日

東広島市教育委員会  
教育長 市場 一也

東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則（令和2年東広島市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号を次のように改める。

(2) 75歳以上の者

第9条第1項第7号中「若しくは高等学校」を「、高等学校」に、「児童」を「園児、児童又は生徒」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則（令和２年教育委員会規則第１０号）新旧対照表

新	旧
<p>(観覧料の減免)</p> <p>第9条 条例第12条の規定による観覧料の減額又は免除は、次に掲げる者に対して行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>75歳以上の者</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 保育所又は幼稚園、小学校、中学校、<u>高等学校</u>その他これらに類する教育機関の、<u>園児、児童又は生徒</u>が保育又は教育の一環として観覧する場合における<u>当該児童、園児又は生徒</u>を引率する保育士、教職員その他これらの者に準ずる者</p> <p>(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(観覧料の減免)</p> <p>第9条 条例第12条の規定による観覧料の減額又は免除は、次に掲げる者に対して行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項の被保険者証の交付を受けている者</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 保育所又は幼稚園、小学校、中学校<u>若しくは高等学校</u>その他これらに類する教育機関の<u>児童</u>が保育又は教育の一環として観覧する場合における<u>当該児童</u>を引率する保育士、教職員その他これらの者に準ずる者</p> <p>(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>